

令和4年度

山口県福祉サービス運営適正化委員会事業報告書（概要）

〔本会議・運営監視部会〕

1 山口県福祉サービス運営適正化委員会等の開催状況

(1) 福祉サービス運営適正化委員会本会議（開催回数：1回）

開催日	出席 委員数	議 題
9月12日	15人	① 山口県福祉サービス運営適正化委員会委員長・副委員長の選出について ② 運営監視部会及び苦情解決部会部会委員の指名について ③ 運営監視部会及び苦情解決部会部会長・副部会長の選出について

(2) 運営監視部会（開催回数：4回）

福祉サービス利用援助事業の実施主体である県社会福祉協議会が行う事業の透明性、公正性を担保し、事業の適正な運営を確保するため、定期的に業務実施状況・事業運営推進計画等について報告を受け、事業全般の監視を行った。

開催日 (開催回数)	出席 委員数	議 題
6月20日 (第93回)	7人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第256回～第258回）及び事務局審査会の審査結果について ③ 令和4年度地域福祉権利擁護事業等実施状況調査の結果について ④ 現物調査（県社協）の実施方法について ⑤ 令和4年度現地調査（委員会）の調査内容等について
9月12日 (第94回)	8人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第259回～第261回）及び事務局審査会の開催状況及び審査結果について ③ 令和4年度 現物調査（県社協）の進捗状況について ④ 令和4年度 運営適正化委員会現地調査（9市町社協）の実施について
12月22日 (第95回)	9人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（令和4年7月～令和4年9月）の開催状況及び審査結果について

		③ 令和4年度現物調査（県社協）の実施状況について ④ 令和3年度現地調査（委員会）の実施状況について
3月23日 （第96回）	9人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（令和4年10月～令和4年12月）の開催状況及び審査結果について ③ 令和5年度山口県日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）事業計画（案）について ④ 令和5年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業計画（案）について

2 調査実施状況

社協名	実施日	担当委員	実利用者数 9月30日 現在（人）
防府市社会福祉協議会	令和4年10月25日(火)	古川英希	50
		津田安史	
周防大島町社会福祉協議会	令和4年10月28日(金)	草平武志	36
山口市社会福祉協議会	令和4年11月25日(金)	大窪正行	161
柳井市社会福祉協議会	令和4年11月28日(月)	宮川芳恵	29
下松市社会福祉協議会	令和4年11月30日(水)	高橋俊文	40
光市社会福祉協議会	令和4年12月1日(木)	板村憲作	41
美祢市社会福祉協議会	令和4年12月6日(火)	辻中浩司	54
周南市社会福祉協議会	令和4年12月8日(木)	佐伯映子	63
岩国市社会福祉協議会	令和4年12月12日(月)	大窪正行	112

◇ 現地調査結果

(1) 地域福祉権利擁護実施体制について

この度調査を行った社協について、9月30日現在の定点調査で、地域福祉権利擁護事業の利用者が一番多かったのは、山口市社協で161人、一番少ないのは、柳井市社協で29人であった。

(2) 日常的金銭管理サービス

ア 全ての社協の本部・本所において、払出前の複数職員でのチェックが行われていた。

イ 支援後の第三者による金銭管理授受簿等の確認については、6社協ではその都度実施して、2社協においては一定期間まとめて確認をし、1社協は不定期

で実施していた。

ウ 利用者のいる各社協において、年1回以上内部での検査を実施しており、支援毎に確認を行っているところもあった。

(3) 書類等預かりサービスについて

一部の社協では社協内の検査が実施されていないところがあった。

(4) 契約ケースの援助状況について

- ア 各社協において、概ね適正に実施されていた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3年間位利用者本人と会うことができていないケースもあった。
- イ 支援計画の主な変更理由は、利用者側に起因するものであるが、担当する生活支援員や専門員等の変更によるものも見受けられた。

(5) 成年後見制度への移行について

社協にて成年後見制度への移行が必要と判断される案件はそれぞれあるが、申立人の不在や後見報酬の問題、首長申立てについて緊急性がないとされて移行が進まないという課題もある。一方で行政の「受任調整会議」や行政が主導するネットワークと連携して進めようとしているところもあった。親族の理解と協力を得ることも必要である。

※「令和4年度山口県地域福祉権利擁護事業成年後見制度要移行者現状把握調査」(調査基点 山口県内19市町社会福祉協議会 令和4年3月末現在 山口県社会福祉協議会調べ)によると地域福祉権利擁護事業利用者1,114人中、成年後見制度要移行者は104人(9.3%)である。

(6) 専門員の業務等について

- ア 専門員の対応の限界を超える契約件数となっており、初回相談からガイドラインを取るまでに数か月かかっていると回答する社協もあった。
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設などで面会が禁止されている方について、オンラインでの面会が可能などところがある一方で、3か月間一度も社協職員が面会できていない契約者も多くいた。
- ウ 専門員の業務負担として、緊急な利用者家族への対応、臨時支援への対応と業務過多によるものがあった。

(7) その他

- ア 金融機関の窓口対応の変更によるもので、両替、入金において硬貨50枚以上で手数料が発生する。現金封筒未設置化に伴い、現金の1週間単位の袋分け支給等に支障がある。

- イ スマホ決済、ネット決済により、支援計画以上の払出が本人により可能となり、社協として支出が把握できない問題が生じている。
- ウ 弁護士等の専門家と顧問契約をしているところは7社協。契約はしていないが相談できる専門家がいると回答されたところもあった。
- エ 「権利擁護」という言葉について、成年後見制度の関連で用いられることが多くなっており、関係者への説明等の問題も生じているため、事業名称「地域福祉権利擁護事業」の「日常生活自立支援事業」への変更検討に賛成の意見が多い。
- オ 生活支援員の確保が課題である。